

【医療情報取得加算に関する揭示】

当クリニックはマイナンバーによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診療を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定に伴い、診療報酬を下記の通り算定いたします。

●受診の際にマイナ保険証を利用する患者様

初診（月に1回）：1点

再診（3ヶ月に1回）：1点

●受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様

初診（月に1回）：3点

再診（3ヶ月に1回）2点

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【外来感染対策向上加算・連携強化加算に関する揭示】

・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、スタッフ全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。

・感染対策に関して、基幹病院と連携体制を取り、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

上記に伴い、月1回『外来感染対策向上加算（6点）』と『連携強化加算（3点）』を算定します。

【発熱患者等対応加算】

外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱・その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を整えております。

発熱など感染症を疑わせる場合は、月1回『発熱患者等対応加算（20点）』が加算されます。

【明細書発行体制等加算】

当クリニックでは、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

【一般名処方加算】

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。